

【注意事項】

- 1．この届出書は、退職等で被保険者の資格を喪失したときに被保険者証を紛失、または何らかの理由により被保険者証を回収するのが不可能となったときに提出するものです。
- 2．被保険者証を紛失したのが確認できるときは、「滅失のとき」の欄へ被保険者が直接記入し、事業主の証明をしたうえで提出します。何らかの理由により被保険者から被保険者証を回収できないときは、「回収不能のとき」の欄へ事業主が記入・証明し提出します。